川崎市立下沼部小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度(2024) 学校経営計画

- ·教育関係法令
- ·小学校学習指導要領
- かわさき教育プラン
- •学校評価
- ·夢教育 21 推進事業

【学校教育目標】

- (知) よく考え、すすんで学習する子ども(やりぬく力)
- (徳) 心豊かで思いやりのある子ども(ゆたかな心)
- (体) 明るく健康な子ども(じょうぶなからだ)

【学校経営方針】

- I 新しい社会を創り出す能力や態度の育成を図る
- Ⅲ 児童理解と人権尊重を大切にした指導 に取り組む
- Ⅲ 現代諸課題、緊急な課題に取り組む
- IV 開かれた学校づくりに取り組む

【めざす子ども像】

- 1. やりぬく力
 - ○よく聞き、よく見、よく考え、進んで活動する子 ○読む、書く、計算に地道に取り組む子 ○自分の考えをもち、話し合える子 ○最後まで取り組む子
- 2. ゆたかな心
 - ○進んであいさつのできる子○お互いに認め合える子○協力し合える子○心の痛みがわかる子○人を敬える子
- 3. じょうぶなからだ
 - ○いのちを大切にする子 ○健康や安全に気をつける子 ○体をきたえる子 ○地域の文化、スポーツに参加する子

中期学校経営目標

L	中期字校経宮目標				
I	①思考力の育成	②社会性の育成	③健康な心身の育成	④喫緊な課題の対応	⑤開かれた学校づくり
	○育てたい力、本時のね	○心の通い合う学級づく	○進んで体を動かし、健	○危機管理に関する見識	○保護者会・学校だよ
	らいを明確にもち「確か	りによる人権感覚の涵養	康や安全、また食につい	を深め、児童の安全管理	り・学校 HP 等で学校から
	な学力」をつける。	を図る。	て考え、生活に生かす態	や健康管理に努める。	の情報を発信し、教育活
	○問題の発見と解決に向	○子ども一人ひとりの活	度を育む。	○教職員の資質・能力の	動への理解と参画につな
	けて、主体的・対話的で	躍の場を設け、自尊感情	○自分の身は自分で守る	向上に向けた研修・研究	げる。
	深い学びを充実させる。	や自己有用感を高める	意識をもち、命を大切に	の充実と教育課程の再編	○地域人材の学習活動へ
			する態度を養う。	成	の参画

短期学校経営目標(今年度の重点目標)

○学び合い場面を活用し 主体的で対話的な学びの 中で問題解決に向けた深 い学びを実現する。

○子どもが思考をつなげていく授業モデルの構築

○児童指導・児童支援を 基盤にした学年・学級経 営を通してより良い人間 関係づくりに努める。

○いじめや暴力は許され ないという学校環境の構 気

- ○体力向上にかかわる取り組みの推進
- ○健康安全指導と学習に おける安全配慮対応の充 宝
- ○精神的な自立に向けて の指導・支援
- ○危機管理に関するヒヤ リ・ハット事例を取り上 げ、原因対策や未然防止 策を共有する。
- ○学習評価に関する事例 研修及び資質・能力別の 具体的な評価方法の共有
- ○児童・保護者・地域に アンケートを行い、学 校・学級経営、学習・児 童指導などについて振り 返りを行う。
- ○地域行事への参加・呼 びかけを行う。

重点に係る具体的な取組

○問題解決学習の充実 ○学力状況調査からの課 題追究

○言語活動の充実 ○ICT の積極的な活用 ○GIGA 年間指導計画に

● GIGA 年間: 基づく活用 ○ペア学年活動を通して 集団の所属感を養う。

○支援教育 CO を中心と した教育相談体制の構築 ○定期的な学校生活アン ケートによる児童の心の

状態の把握

○授業・行事・休み時間 等を通して、外遊びや運動の定着を図る。

○各教科における教材教 具及び場の設定等に関す る安全配慮について検討 し、事故防止に努める。 ○教職員の危機管理組織 の構築と発災時間ごとの 行動イメージのマニュア ル化

○学習指導要領に関する 評価の方法の共有と校内 研修での情報共有 ○PTA 運営委員会での定期 的な話し合い

○地域人材の活用可能な カリキュラムの構築

○身近な地域の幼保小連 携事業と3校連での小中 連携教育の推進

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す 定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負う ことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するもので す。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、 早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します。

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは 教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、 児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開い ているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します。

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童 生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動など を工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを 身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます。

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。 児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめ を抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高 めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします。

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します。

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します。

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や 指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的(いじめを認知した場合には状況に応じて)に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面から的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議(以下「ケース会議」という)を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- ●もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ●児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- ●心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- ●よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- ●いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- ●いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- ●はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- ●いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立て

を指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- ●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と 対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- ●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると き。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある と認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に 着目して判断します。例えば、

- ○児童生徒が自殺を企図した場合
- ○身体に重大な障害を負った場合
- ○金品等に重大な被害を被った場合
- ○精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、 どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題 があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明 確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とする ものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の 事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】(校務分掌に位置付ける)

校長、教頭、総括教諭()()()()、教務主任()、 学年主任()()()()()()、児童指導担当 ()、支援教育コーディネーター()、教育相談担当()、養護教諭() ()、人権尊重教育担当()、スクールカウンセラー()(小・月2回巡回よる派遣)かわさき共生*共育プログラム担当()、スクールソーシャルワーカー()(中原区担当 要請による派遣)
【いじめ防止対策の企画・運営】
・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・()
・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・()
・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・()
いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・()
・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・()
・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・()
【教育相談】
・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・()
1年・・・・・・() 2年・・・・・・()
3年・・・・・・() 4年・・・・・・()
5年・・・・・・() 6年・・・・・・()
サポート室・・・・・()
・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・()
・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・()
【児童・保護者・地域との連携】
・代表委員会との連携・・・・・・・・・()
・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・ ()
・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・()
【関係機関との連携】
・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・()
・児童相談所との連携・・・・・・・()

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	・基本方針・重点目標の確認、年間指導計画確認、いじめ防止早期発見・対応研修
	・構成員の確認・役割分担、巡回カウンセラーのとの連携
	・かわさき共生*共育プログラム・学校生活アンケートの取組について
	・個別面談計画・個別面談、教育相談週間の実施
5	・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認(毎月、企画会)
	・いじめ防止対策に関する研修会・児童指導に関する研修
	・かわさき共生*共育プログラム(第1回効果測定実施)
6	・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
	【児童生徒指導点検強化月間】の取組
	(具体的な内容→学校生活アンケートと児童との教育相談の仕方や解決方法の共有)
	・第1回学校生活アンケート実施
	・情報モラル授業の実施(SNS トラブル・メールやラインの利用等)
7	・学校生活アンケートによる児童面談の実施
	・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
	・夏休み期間中の対応確認
	・いじめ防止標語の募集(代表委員会)・ポスター制作呼びかけ
	・かわさき共生*共育プログラム(SOS の出し方・受け止め方教育)
8	・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
9	・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
1.0	・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認・個別面談、教育相談の実施
1 0	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
	・第2回学校生活アンケート実施
	・かわさき共生*共育プログラム(第2回効果測定実施)
1 1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
	・学校生活アンケートによる児童面談
	・かわさき共生*共育プログラム、人権尊重教育(学校公開日実施)
1.0	・人権集会(各学年)
1 2	・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認・教育相談週間の実施(希望制)
	・倒別面談の実施(布室前)
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
1	・第3回学校生活アンケートの実施
2	【学校体制振り返り月間】の取組 事例研究による児童理解や情報モラル研修
	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
	・学校生活アンケートによる児童面談
	・今年度の反省→学校評価への反映 ・ 教売担款温間の実施(全規制)
	・教育相談週間の実施(希望制)
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
	・児童理解、児童指導、いじめ防止対策の振り返り(年間反省)
	・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

「自主的な企画・運営」

- ・全校集会、学年集会、人権集会等での呼びかけや人間関係づくりのレクリェーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・ペア学年活動
- ・委員会活動(異学年交流、花いっぱい運動、あいさつ運動、きれいにしよう運動)
- ・クラブ活動(異学年交流、リーダーシップ・フォロワーシップの構築)
- · 小中高連携活動(授業公開、講演会)
- ・幼保小連携活動(サクラノ幼稚園・多摩保育園、近隣保育園等)
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

「啓発活動〕

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組 (PTA活動)

・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

・地域での見守り活動